

第16回議会運営委員会記録

令和2年3月5日

【開催日】 令和2年3月5日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時43分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
委員外議員	山田伸幸	傍聴議員	水津治
傍聴議員	宮本政志		

【参考人】

参考人	樋口晋也		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	事務局次長	石田隆
議事係長	中村潤之介	議事係書記	原田尚枝

【付議事項】

- 1 杉本保喜議員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書について
- 2 附帯決議について
- 3 その他

午前9時 開会

笹木慶之委員長 皆さん、おはようございます。第16回議会運営委員会を開催します。附議事項ですが、まず1点目は、杉本保喜議員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書についてを議題とします。ここで皆さんにお

諮りします。本日は委員外議員から発言の申出がございました。それについて許可することについて、いかがいたしましょうか。

高松秀樹委員 委員外議員はどなたでしょうか。

笹木慶之委員長 山田議員です。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのように取り計らわせていただきます。

（山田伸幸委員外議員 着席）

笹木慶之委員長 では、杉本保喜委員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書についてを議題として審査を行います。本日は、参考人として陳情書の提出者であります樋口晋也さんの出席を得ております。それでは、委員会を代表いたしまして、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中を本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して、心から厚く御礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださいますようお願いを申し上げます。本日の議事について申し上げます。本陳情書について、参考人のほうから説明をしていただき、その後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたしますとともに、また参考人は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承をお願いいたします。なお、本日は、さきの議運でもお諮りいたしましたように、対面式という形の中で行わせていただきますことを御了解いただきたいと思います。それでは、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。それでは、樋口晋也さん、お願い申し上げます。

樋口晋也参考人 おはようございます。陳述を始めるに当たりましてですね、現在の議員の皆様方、過去の議員の皆様を含めまして、このような場が

与えていただけるということはですね、やはり議会改革に取り組んでこられた一定の一つの形であろうと。そういう意味で、議員の皆様にはですね、感謝を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございます。今日は、そのためにもしっかりとですね、私の意見を陳述させていただきたいと思っております。それでは早速ですが…（発言する者あり）

笹木慶之委員長 すいません。ちょっと中断をします。画像が、ちょっとうまくいってないようですから、ちょっと中断します。（事務局がカメラの調整を行う）それでは、今、映像の中断がございましたので、もう一度最初から行いたいと思います。では、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。それでは、樋口晋也さんお願いを申し上げます。

樋口晋也参考人 おはようございます。本日は、ありがとうございます。まずもってですね、議員の皆様、過去の議員の皆様、この山陽小野田市になって、議会基本条例に基づいて、このような場が市民に与えられるということは、ひとえに議員の皆様の日々の研さん、議会改革というものに取り組まれる姿勢の、これが一つの表れであろうかと思っております。大変感謝しております。そのためにもですね、しっかりと今日、陳述を行って、皆様に御理解いただけるようにお話をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、まず皆さんに思い起こしていただきたいと。当然皆さん御承知のとおりなんですけれども、2年前、平成30年6月12日、6月議会の初日冒頭に、杉本議員に対して議長からの注意がなされました。そして、謝罪で登壇した杉本議員は、「どうも」という謝罪ではなく、御挨拶をされました。あれから約10か月後の平成31年3月、祝勝会を首謀された方の有罪判決が出されました。しかし、その後、審査会での発言がなかったかのように知らん顔をして、説明責任を果たさず、議会活動を行っていた杉本議員ですが、もうですね、このこと自体が政治倫理違反ではないか、政治倫理に引っ掛かるのではないかというふうに思っています。また、

その間放置してきた議会、すなわち、それを監督するであろう議会運営委員会、更に踏み込んで言えば、議運の委員長の責任は重いのではないかということで、今回陳情書を提出いたしました。要するに、杉本議員の責任と議会の責任、この2点でございます。平成31年3月の有罪判決から8か月を過ぎ、昨年12月議会で、皆さん御承知のように杉本議員が発言され、昨年6月議会での、その前の年のですね、6月議会での発言が、謝罪ではなかったということを自らが認められて、12月議会での謝罪ということを行われました。これは、私も杉本議員が謝罪されたものであるという認識をしております。そして、自らが謝罪でなかったことを認めたことについてはですね、敬意を表したいというふうに思っております。しかし、いまだに説明責任というものが果たされていない。では、あの政治倫理審査会での皆さんの議論は一体何であったのかということです。遡ってみたいと思いますが、平成30年の4月9日に第1回の政治倫理審査会が開催されました。これは、議長、あるいは議員の要請ではなく、市民からの要請によるものでした。そして、2回目が4月の16日に、2回目が開催され、杉本議員の話を聞く必要があるということで、認定がなされました。そして、同月4月27日に杉本議員の事情聴取が行われたわけです。私はですね、杉本議員の個人の人格を否定したり、誹謗中傷するつもりは全くありません。それを前提に、もちろんお聞きいただきたいわけですが、僕は、見た感じ実直そうな、少なくとももうそをつくような方ではないんだろうというようなイメージを持っております。そこはですね、前提としてあるんですけども、この第3回目の審査会が開かれたときに、審査会の会長が、進行されるわけですが、陳情者から六つの点について出されたということで一つずつ進んでいきました。ポイントポイントだけをまとめてますんで、それについて申し上げたい。一つ目は、公職選挙法の違反容疑があると。そのことについて祝勝会との関わりということであったわけですが、このときに、審査会の委員から質問がありました。慰労会の参加に当たり、議員として、そのような会への参加について慎重にならなかったのか。差し障りがあるかとも考えなかったのかという問いでした。このときに、

杉本議員は、うそをつく方じゃないから率直に一発目の答え、出た理由ですね。問題ないかと思わなかったか、率直に答えられました。「確かにありました」と。でも、その前後で「ちまたで温泉に連れていってもらったとか、いろんな話を耳にしてた」と。どこのどうのこうのは言いませんけど、「ちまたでそういう話をあちこちで聞いていたところであって、私もまあ慰労会くらいはいいかなと思って」という発言だったんですね。それについて、また、同じ議員がですね、「ちまたで温泉旅行に連れていってもらったとか、これは山陽小野田市の話ですか」って聞かれましたですね、河野委員が。そうしたらですね、杉本議員は、ここ大事なんです。「この辺りは差し障りが出るものがあるので、答えを保留しておきます」と。保留です。要するに、差し障りを持ったが、ちまたで他の議員が温泉に連れていったから大丈夫だろうと。これが、最後の背中を押したという御本人の証言なんですね。本人の背中を押したその証言っていうのは一体何なのか。これは杉本議員が、この祝勝会に参加する決定的な最終意思決定を行うものであったということを、まず、一つ目として挙げられた。このことが何であるかということが究明されなければ、杉本議員がなぜ言ったかという本質が見えてこない。その追及がなされていないというふうに思っています。その説明責任が、まず杉本議員にはあるというふうに思っております。これに関連して、2番目の項で、4年前も同様のことがあったのかというこれは項目でした。その質問については、「4年前のことなので、ここでは発言を控えます」という答弁でした。それに対して、審査会の会員は、「いつもやっているのではないかという疑念があるので、聞いてるんだ。何で答えられないのか」ということを問うたところ、杉本議員は、「4年前も慰労会をやってます」と。それに対して「4年前は公選法の抵触は考えなかったのか」という問いに対して、「多少はあった。公選法は広く書かれているファジーな部分が多く、恐れはあるかなと思った」という、これ証言でした。4年前は何となくファジーだが不安があったが、今回は、ちまたの話を聞いて出ることにしたというのが、文脈から読み取れる発言だと私は考えています。ここでまず一つ問題提起は、4年前は何となくフ

ァジーであったと。この公選法がファジーな部分が多くと。確かになかなか難しいなど、私もお手伝いをしたことがあったりするんですね、これは多分議員の皆さんも共通の認識だと思うんですが、ただここで私は申し上げなくちゃいけないのは、公職選挙法に、例えば、選挙に出るときに選挙の手引きとかっていただきますよね、選管から。確かにそれにも全部出てたと思うんですが、祝勝会が違法であること、寄附行為が違法であること、買収は違法であること、これ明確に書いてあるんですよ。ファジーでも何でもなし。要するに、うそつきではないんだと思いますが、その場を逃げるために言っている。要するにその場を逃れるために、公選法はファジーだという表現を行っていると思えないんですね。もしかしたら、それは杉本議員が、買収は違法だ、寄附行為は違法だ、祝勝会は違法だということを御存じではなかったかもしれません。それであれば別なんですけど、ちょっと常識的に私はそういうことはあり得ないんじゃないかなというふうに感じております。3番目に出ましたのは、実際に議員が負担した金額はということで、これに対して「同僚の引退もあって、妻の分と自分の分もあって2万円、この金額です」という証言でした。「2万円は会費の設定以上ですが、どういうことか」という更に詳しい説明が求められ、杉本議員は、「同僚議員に対しての慰労の意味、祝儀慰労という意味で出した。金品の提供という感覚ではなかった。慰労の意味を込めて、2万円包んだという単純なことで、寄附行為等の認識がなかったというのが正しいところ」という発言をされています。若干言い回しが違うかもしれませんが、それは、議事録で御確認いただきたいと思いますが、その内訳、2万円の内訳が何千円がどうかという話は、これ証言ありませんでしたが、祝儀や慰労で現金を出したと明確にこれ証言されてるんですね、杉本議員は。すなわち、2万円のうち、同僚の議員の慰労に対して最大で言えば1万4,000円。3,000円と3,000円の2人の会費を除いた最大で1万4,000円、慰労のために出したということを明確に言われている。元と同僚議員に対しての買収ですかと。これは政治倫理ではなくて、公選法違反の疑いもあるんじゃないんだろうかというふうに私は感じて

います。そのところが曖昧になっていて、説明責任が果たされていないというふうに感じています。その中で、杉本議員は、「警察の話では、人数から考えれば、ドリンク代にもならないから問題ないと言われた。そのような警察の見解も聞いている」との発言でした。本人は公選法違反、買収なのか、寄附なのか、そこは罪名は明確ではありませんが、ただ、起訴するに至らない金額であったということが事実であるというふうに捉えています。事実、罪に問われていませんので。しかし、罪に問われない程度であれば、寄附や買収と疑われるようなことを行っているのか、そこが政治倫理違反の問題だというふうに捉えています。にもかかわらず、警察のことを引き合いにそういうことを言ってるっていうのはね、いかがなものか。この今のこの警察の話は、後ほど出ます。よく覚えておいていただきたいと思います。次に4番目の項で、「杉本議員の行為は寄附行為に当たるのではないか」に対して、「そういう認識はなかった」。「領収書もらったか」に対して、「領収書受け取っていない」と。若干ちぐはぐだなというところでもございました。そして5番目、「警察について聴取を受けたか」ということに対しましては、「10回くらい警察に呼ばれ、いろいろと質問を受けました。任意の取調べということで受けております」と。ここで質問が出ました。「警察から負担した程度の金額では罪に問えないと言われたというのが本当か」と。先ほど、私ちょっと杉本議員の発言を覚えておいていただきたいと申しましたが、ここでは杉本議員は、「直接的にはそういうふうな言葉ではないんですが、出されたお金はドリンク代レベルのお金であって、茶湯のレベルだよねと言われた」。先ほどの③のところ警察の見解を聞いているという発言だったんですが、「レベルだよね、茶湯のレベルだよね」と言われたって、見解ではないんじゃないのか。どちらが本当なのか分からない。だから、杉本議員の発言に信頼性を欠くものが、この日の聴取ではあったのではなかろうか。そういう意味で、まだ説明責任が果たされていないのではないかというふうに感じております。そして、これはこの話の中であったことですが、公開されてない場だと思えますが、議会の中で謝罪をされたが、その際に、「捜査上の理由により、

言えない」との発言がありましたがというような質問が審査会の会員の方からありました。それに関連して杉本議員の回答は、「いまだに結論が出ていません。その中で、説明責任を果たしようがないと思っている」ということ、そして、「だから全てが明らかになったら、説明責任を果たさなければならないと考えている」という発言をされてます。そして、また会員からですね、「なぜ参考人として呼ばれたと思うか」と、この審査会に呼ばれたと思うかということについては、「なぜかは分かりません」と。失礼しました、参考人として呼ばれたのは警察のほうにですね、呼ばれたが、「なぜかは分からない」ということを答えられてます。この審査会の冒頭、最初の辺りで、祝勝会というような横断幕があったことを暗に認めていらっしゃると思います。祝勝会ということは、慰労会ではなくて、杉本議員の祝勝会であることはこれは明らかで、何で呼ばれたか分からない。いやいや、あなたの選挙で33人が書類送検され、起訴されたんですよと。そういう状況で、私の選挙に関わる公選法違反の疑いで呼ばれたんだという自覚がないっていうのは、先ほど申しましたように杉本議員はうそつきじゃないはずなんですね。ということはね、思考回路が、ちょっとこれ理解できない状況です。杉本議員に大きな容疑があるから呼ばれたのに決まってるんですよ。他に理由なんかあり得ない。ここもやはり説明がされていない、説明責任が果たされていないというふうに理解しています。そして、先ほども少し出ましたが、6番目で「市民への説明責任をどうするのか」について、改めて杉本議員の証言です。「まだ進行状態であるので、説明責任を果たすことについては、材料が確実なものでないと、中途半端な説明になり、むしろ、弁解じみたものになるという思いがあって、今に至っている状況」と。これが証言です。では、「今後、どのような形で説明責任を果たそうと考えるのか」という質問に対しまして、「具体的にはまだ考えていないが、市民への説明責任というのは、どういう形が果たされたということのことも関わってくると思うので検討したい」ということで、答えられています。この大きな6項目で終わった後、会長からですね、「杉本議員は、起訴には至ってないが、合法との認識か」という問いがございました。

それに対して、「合法とは、法に照らして罪に問われていないと、警察・検察からも言われている。しかし、この度のことについては、何らかの形で責任を取らなければならないということで、御存じのように役職辞任して、自嘲している」と。すなわち、この冒頭にありました合法でなければ違法ということ、結果として問題なかったという解釈ということをおっしゃっています。では、よく裁判であります、不起訴、あるいは起訴猶予、明らかにこれは罪だけれども初犯であるし軽微であるから、起訴を猶予しましょう。あるいは不起訴、いろんな形が、いわゆるグレーなんだけれども、いやあるいは問題なんだけれども、不起訴とか起訴猶予っていうことがあるのは、これは社会的に常識で皆さんも御承知だと思います。それをどのように、なのに杉本議員自身は法に触れていないと。罰せられなければ、何もない。ここで言われているのは、「公選法自体が、白黒はっきりするような書き方がなされていないというところがあります。したがって、良心に訴えた場合、この辺が引っ掛かるのではないかなというような思いがある」ということをおっしゃいました。また公選法が白黒付けるものじゃないと。先ほど申しましたのでもう申しませんが、そのことにも疑問が残りますが、ここではですね、良心に訴えた場合、ここの辺が引っ掛かるのではないかというような思いがある。ここの辺って何なんでしょうね。これ杉本議員の心の中にしかなくて、この辺が引っ掛かるのではないか、この辺って何が引っ掛かると思ったのか。これも説明責任が果たされておりません。「今後も同じような会に参加するのか」ということに対しては、当然、「同じでつ踏みません」というお答えでした。そして、会長から、「最後に何かありますか」ということに対して、杉本議員は、「この度の件については、非常に難しく、辛酸をなめる思いでした。実際に選挙というのは難しいなということを感じたところでもあります。以上です」と。反省よりもね、後悔ばかりなんでしょう。正直な方ですね。やはりうそはつかれていないんだなというふうに私は感じました。そして、最後の最後に、会長から、「最終的に本人からの意見陳述はありますか」ということに対して、「ありません。今回、公選法について捉えどころがないところが多いと

思うが、慎重に活動していこうと考えている。皆様にお騒がせしたことについて陳謝します」と。また、このファジーな話が出て終わったわけですね。これは私の印象です。もちろん個人によって印象は違うわけですが、その真摯に、政治倫理違反について聴取に対して述べよう、真摯に反省しようと、その姿勢を感じませんでした。それは例えば、ある会員の質問が、確認のために改めて質問すると、「その件は、私は先ほど答えましたよ。その意図は何ですか」と逆質問を行ったり、逆質問はしちゃ駄目だっていうのは、最初に会長が言われたと思うんですけども、常識的なことだと思っておるんですが、本当に真摯に反省して、その質問に答えようとするならば、あのような態度にはならないのではないか。そして最後、またこのファジーな公選法のことを引き合いに出して、お騒がせしたことに謝罪をすると。どうかというふうに感じました。そして、6月5日、第4回目の政治倫理審査会が開かれたわけですが、この会議の冒頭、議長から、存否の審査を審査会で開始されるわけだけれども、その結果を議長に報告いただき、しかしその違反があった場合には、具体的措置についての報告も求めたいとの要請を受け、審査会が了承されて、全会一致で、政治倫理条例違反に該当することがあったということが認定されたわけです。結果は、議場における議長からの注意と本人の謝罪となって、最初に私が申し上げたようなことが起きたわけです。そして、平成30年6月8日、5回目の審査会、ここで会長が、審査会決定事項について、本人からの弁明の機会を与えることが必要であるということで、お話をされたわけです。杉本議員に発言を求められたわけですが、ここです、基本に返って、この政治倫理条例というものは何か、釈迦に説法になって申し訳ありませんが、この政治倫理条例の第1条に目的が記されております。一部抜粋して申し上げます。山陽小野田市議会議員が、政治倫理の確立と向上に努め、主権者である市民の負託に応え、良心と責任感をもって政治活動を行い、公正で開かれ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。第2条では、議員は、市民全体の代表として、政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。これが基本なわけですね。このことを踏まえ、政治倫理審査会が開催さ

れ、その結論が出されたわけですが、ここで杉本議員の発言です。「今回は特に会派、議員の皆様、議会事務局、議会全体に多大な時間と労力を費やすことになったことに、改めて、ここに深謝します」と。以上でした。政治倫理条例というものを、この期に及んでも御理解いただけない。せつかくですね、皆さんが一丸となって育ててきた議会、冒頭、私が申しあげましたがこういう機会が与えられるような開かれた議会、議会改革を進めて信頼を得るために、人数が少なくても議会カフェを開催していった、長年ずっと汗をかいてこられる中で、議会の皆さんに時間と労力を費やしたことについて謝罪をした。市民に対して、議会の品位、信頼を損ねたことが大きな問題で、この政治倫理条例の問題として取り上げられているときに、こういうことでいいのかという大きな疑問を言わざるを得ません。そういうようなことを今、政治倫理審査会に沿って私の意見を申しあげていったわけですが、この陳情書に陳情主文ということで、3点挙げさせていただいております。1点目は、杉本議員がいまだに行っていない説明責任を果たすように、議会としてですね、しっかりと要求をすること。2つ目は、少なくとももう現段階で、やる気がないというふうに判断せざるを得ないと私は思っています。そうであるならば、議会の決定事項を議会において履行させることは、議会の責任であるというふうに考えております。そのことから、議会が主導して、その場を設け、市民を入れ、杉本議員にその釈明の場、説明責任を果たす場を持っていただきたい。そのことを議会として果たしていただきたい。3つ目は、喉元過ぎればでですね、もう一体あれからどれだけたつかと。このこと自体が、政治倫理条例違反であるというふうに思っております。改めて、政治倫理審査会を開催されるのか、懲罰委員会を立ち上げられるのか、その方法は、議会の皆様方が考えられることで、私が口出すことではありませんが、議会としてですね、厳格な態度でこのことに臨んでいただきたい。市民が声を上げる前に、署名運動を始める前にですね、議会として自ら動いていただきたい。そのことが全国から視察に来られる皆様に対してのですね、山陽小野田市議会ここにありだと示す大切な事案になるのではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

笹木慶之委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの参考人樋口晋也さんが発言されましたが、そのことに対して御質問といたしますか、お聞きしたいことはないでしょうか。

伊場勇委員 今日はお忙しいところ、ありがとうございます。説明責任のことで少しお聞きしたいんですけれども、陳情書には、当選祝賀会のことについて書かれていますが、先ほどお話された内容の中で、政治倫理審査会の中でのいろんな発言のところの、やっぱり議事録にしっかり残っておりますので、そこに対してもやはり説明責任をするべきだというお考えで間違いないですか。

樋口晋也参考人 おっしゃるとおりです。やはりですね、気持ちは率直に言うて分かるんですよ。同じ議員が同じ控室にみんないる中で、同僚の議員に責めにくいよなって。できりゃちょっとって、心情的には私も理解はしてます。しかし、だから、責めが甘くなった部分はどうしてもあるのかなと。しかし、やっぱりそれじゃあいかん。だから、しっかりとやっぱり、この審査会の中で明確にならなかった面も含めて、やはり杉本議員が説明責任を果たされること、それを自らがされることというのはすごく重要な意味を持っていると思っております。以上です。

伊場勇委員 陳情書の中で、最後になるんですけど、何らかのペナルティーということを書かれておりますが、何らかというところがちょっと曖昧になっていて、そこは議会側に託すっておっしゃいましたけど、例えばどういったペナルティーを考えていらっしゃるのかなと思ひまして。

樋口晋也参考人 結局そのペナルティーは二とおりありまして、一つは、もう政治倫理審査会で決定したペナルティー、これは議場における議長から注意と本人の謝罪と。これは説明責任ということではなかったんですよ。

ね。だから、それは一応済んだというふうに私は理解しております。今度は説明責任を果たさなかった。これまで放置していた責任が一つ。そこが大きくやっぱりあるというふうに理解しております。それと議会の責任というのがあるわけですが、ただ、このペナルティーについては、いろんなことが考えられます。これは、やはり議会は議会の一定のルールの中で運用されるものだと思います。ほかに比べて重くても軽くても、やはり問題があるかなと思ってますので、例えばと言って、言ってしまうとそれが独り歩きしてしまう可能性もあるので、そこはちょっと私からは申し上げるべきではないかなと思っております。以上です。

笹木慶之委員長 ありがとうございます。ほかにはございませんか。「なし」と呼ぶ者あり)ないようでしたら、山田委員外議員。

山田伸幸委員外議員 私は、当初の審査会の委員でもありましたし、その後一応、決定に関わった者としてですね、あのときのことが未解明であると言われれば、全くそのとおりでないというふうに思っておりますし、議会での釈明の後、更に判決があつて8か月放置をしたと言われれば確かにそのとおりであつて、議会人として、もう言う言葉がないというふうに思わざるを得ないんですけれど、この度改めて、このような陳情書を出されたのは、要するに12月議会冒頭で行われた、いわゆる謝罪というもの、これ謝罪にはふさわしくないというふうに思っておられないということよろしいですか、まずその点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

樋口晋也参考人 昨年12月3日日本会議冒頭ですね、杉本議員がおっしゃられた発言については、謝罪であるというふうに認識をしております。それまで、ちょっと今お話がありましたように、それまでですね、ちょっと私も失念しておつて杉本議員のことを忘れておりました。謝罪された、今回ちゃんと謝罪したなあ、されたんだなあ。あれちょっと待てよ、説明責任どうなつてんだということで、ところが、それ以降に杉本議員

がちょっと体調不良のためお休みされてたと。お休みされてるということで、陳情書の提出についてはちょっとはばかっておったんですけども、復帰をされるということなので、しかし復帰をされても一向に動きがない。どうなってんのかなあと。それで議会活動しっかりやられてるのかと思ったら、ずっとやってこられた一般質問も今回されない。議員活動もせんで説明責任を果たさんで、何のために出てこられてるんだらうと。クエスチョンマークも持ちながら、この提出に至っております。以上です。

山田伸幸委員外議員 説明責任としてですね、改めて、本会議での釈明を求められるのか、あるいは別の形を考えておられるのか。先ほど少しその辺で言及がありましたけど、それは議会にお任せをするということによろしいのでしょうか。

樋口晋也参考人 手法については、これもやはり議会で決められるべきことだろうと基本的には思っておりますが、しかしながら、この政治倫理条例の目的から考えれば、やはり主権者である市民の負託に応える、市民に疑われるようなことがあっちゃいけませんよというのがこの条例の趣旨であると。要するに議員同士で疑われちゃいけないよじゃなくて、市民に疑われてはならないという市民が中心なんです、この条例は。それから鑑みれば、市民に質問の場が与えられても決しておかしくはないだろうと思っております。ただ、本会議の冒頭で、じゃあ30分、1時間そういう場が与えられるのかっていうとなかなか現実的ではないのかなと。では、全協とかっていうのもあり得るのかなあとか、あるいはこういう会議室を借りて市民も議員も参加をされてやられるというようなことも一つの手なのか、その辺はいろんな方法があると思いますが、ただ、やはりその説明責任っていうのは、杉本議員自らがおっしゃっているように、どこまでが説明責任が果たされたとするのかっていう、その線引きっていうのはこれ非常に難しい。突っ込もうと思えば幾らでも言っていけるので、そういうさらし者的な形で追及していく、何回もやるっていうの

は、これは決して好ましいことでないと思っています。だから、やはり1回は、しかしその質疑も行われる中で、市民が入るか議会だけなのか、そこについては結論を持っておりませんが、質疑も行われる中でちゃんと一定の時間の質疑があつて、それに真摯に向き合つて答えられるという場が一度は必要ではないかというふうに考えております。以上です。

山田伸幸委員外議員　それではその辺のところ、きちんと説明責任を果たす場を設けるというのは、議会の判断でやってほしいということであればですね、この議会運営委員会の場がそれを決定する場になっていくと思いますので、今、樋口さんの御意見というのは非常に私ども議員としても重く受け止めなくてはいけないもの。先ほど言われたように、冒頭、様々な疑問点があつても、それは実は、議会のほうとしても何も説明しておりません、この発言の中身について。それは今後の宿題になろうかと思ひますけれど、やはり市民から疑念の声がないように、最低でもそういった、最初、署名活動もありましたし、そういった皆さんが納得できるような形での釈明の場が必要であろうかと私は思ひますけれど、その点については、樋口さんのほうで先ほど言われたような場が設けられれば、出てきて発言をするというふうに考えてよろしいでしょうか。

樋口晋也参考人　もしそういうチャンスがあれば、時間が合えば、私も仕事を持っておりますので、時間が合えば、そしてそういう市民が出るこの場が与えられるならば、私もお聞きをしてみたいと。チャンスがあれば、そうしてみたいというふうに考えています。以上です。

笹木慶之委員長　ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、誠にありがとうございました。以上で、陳情書に対する説明が終わりまして、質疑も終わったわけではありますが、これで終了したいと思います。参考人の樋口さんにお礼を一言申し上げたいと思ひます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただきまして、貴重な御意見を述べていただきましたことに対し、心から厚く感謝を申し

上げます。頂きました貴重な御意見等は、今後、委員会での審査や、あるいは議会運営に十分生かしてまいりたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。それでは、議会運営委員会、1号付議事案は終了いたしましたので、ここでしばらく休憩します。再開は10時から。10分休憩いたします。

午前9時48分 休憩

午前10時1分 再開

笹木慶之委員長 お疲れでございます。それでは休憩を解いて、審議に入ります。先ほど、1号の付議議題について、参考人から説明を受けました。これを受けて、今後の取扱いについて協議をしたいと思います。どなたか御発言ございませんでしょうか。

高松秀樹委員 今回の樋口さんの杉本保喜議員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書。さらに、去年になりますが、中島好人さんから出た公職選挙法事件の有罪判決を受けて杉本議員自身の説明責任と議会の対応についての要望書、こういう二つが出てますので、これは是非、御本人をお呼びして、再度、御意見を聞く場を設ける必要があると思います。

笹木慶之委員長 ただいま、そのような意見がございましたが、ほかに御意見ございませんか。

高松秀樹委員 すいません、もう少し詳しく。御本人と言いましたが、これは杉本保喜議員をお呼びしてということです。

笹木慶之委員長 改めて皆さんにお諮りいたしますが、今そのような意見が出ましたが、いかがお諮りいたしましょうか。

奥良秀委員 もとは、杉本議員のいろいろそういうふうな疑惑があつて、政治倫理審査会を立ち上げられて、その中でいろいろな文言があつて、最終的には審査会のほうから議長宛てに、そういうふうな、どういうふうな処分を下すかという順番で、確かに今、議長預かりになつてる案件になつてると思ふんですが、やはり議長のほうから杉本保喜議員のほうに対して、どういうふうな要は今お気持ちなのかっていうのは聞かれたほうがいいんじゃないでしょうか。

笹木慶之委員長 そのような意見が出ましたが、どうでしょうかね。

河野朋子委員 今回、議運に出された陳情書、前回の中島さんの件については、議運に出された陳情書に対して議運がどう対応するかということで、今、審査をしてるわけですがけれども、先ほどの参考人である樋口さんの話を聞くと、やはりいろいろまだ解決できてない問題が何点か指摘されましたけれども、それをお聞きすると、やはり御本人がちゃんと話されないと、私たちだけでは解決できないというふうに感じましたので、これはやはり御本人のお話を聞いた上で、いろいろ今後進めていく必要があると思ひましたので、私も、やはり参考人を、今回は杉本議員本人に出席していただいて、参考人から出された疑問点を一つ一つ答えていただくということが解決につながるんじゃないかと思ひました。

笹木慶之委員長 そのような意見ですが、ほかの方は。

伊場勇委員 杉本議員にいろいろ説明責任について等を聞かないと分からないことがまだいっぱいあると思ひますので、それをしっかりとつきりさせることと、奥議員が言われたやっぱり議長との杉本議員本人とやはりお話し合いも、それはそれで必要かなというふうに思ひますが、議運としてはまず参考人を呼んで、そして、余りもう時間を掛けないようにして、時間を掛けるとやっぱりどんどん記憶も薄れていく部分もあると思ひますので、早く事実のところをしっかりと明確にするべきだなと思ひます。

長谷川知司副委員長 樋口さんも一市民ということで、市民の中でまだこのような疑問があるってということは、やはりきちんとそれを杉本議員に伝える必要があると思います。それによって杉本議員がどうしたいのか、どうするのか、それは杉本議員に考えてもらうべきだと思います。私たちがどねえこねえするという前に、まず本人に、こういう疑問があるから、それについてどうするのかを聞いて、杉本議員がすぐそれは自分で説明責任を果たせばそれでいいし、動かんようであればここに来て釈明を聞くというのが要ると思います。だから、杉本議員の意向をまず聞いて、それで、ここに呼ぶか呼ばないかを決めたほうがいいと。それは、議長からそれを聞いていただくのが一番だと思います。

笹木慶之委員長 委員外議員の発言を認めます。

山田伸幸委員外議員 先ほどの高松委員、河野委員、伊場委員と話を聞いていまして、最初に奥委員から議長にということがあったんですが、これはあくまでも議会運営委員会に預けられて、議会運営委員会でこの問題を審査するというふうに決定しておりますので、議会運営議会において、先ほどの参考人の発言を基にして、先ほど高松委員のほうから杉本議員本人をこの場に呼んで、樋口さんから出された疑問についてどうかということを書くべきではないでしょうか。それが、今、この議会運営委員会が果たすべき役割だと思います。

笹木慶之委員長 いろいろ、基本的な部分は合致していますが、中身の取扱い、手続が少しずつ変わっているように思います。さて、いかがいたしましょうか。ちょっと整理してみますと、まず本人に、問題視された責任を果たすという責任の部分ですね、それについて、三つ、四つ項目が挙げられましたが、そのことに対してどうするのか、どう思ってるのかということを書くということがまず1点挙げられました。来ていただいてね。それから2点目は、議長との関係ですが、もちろん我々は議長の諮問機

関ですから、議長から諮問を受けてやってるわけですから、議長と切り離して考えるっちゅうわけにはいきませんが、その取扱いの方法論の問題だと思いますけれども、その件が出てきたということ。それから、もう1点は、やはり早く結論を出してしっかりした対応をするといったことを付け加えてとなりましたが、それらをまとめて、さて、皆さんの御意見、まとめていきたい。

長谷川知司副委員長 杉本議員にここに来ていただいて説明を受けたとしても、もう1回せんにゃいけんわけですね。公で。ここでやって終わりということじゃないと思うんですね。そういう二度手間をするよりも、杉本議員がどこでどうしたいのかをまず議長から聞いていただいて、それで公ですするというのは、私はそれでいいと思うんですね。ここで、杉本議員の意見を聞いたって、それで終わりっていうわけにはならないでしょ。二度手間なことはする必要はないと私は思うんです。

河野朋子委員 二度手間っていう意味がよく分からなかったんですけど、もう一回整理すると、やはりこの事案は、今、議運に任せられているというか、議運が審査すべき陳情書ですよ、まず。それなので、議運で参考人の意見を聞いた時点で、私は、参考人の意見を聞いた限りでは、これは御本人の意見をきちんと聞かないとこの中で審査が進まないと判断したので、本人の意見、あるいは言い分をきちんと聞く場を設けるべきじゃないかと判断したので、今、この審査に何が必要かということを進めていただきたいんですが。ちょっと議長に意向を聞くとか、本人の意向を聞くとかいうふうにして、そもそもこの議運の議論の進め方について少しちょっと迷走しているような気がするんですが、いかがですか。

笹木慶之委員長 今、そのような意見が出ましたが。

高松秀樹委員 河野委員が言われたように、今回の陳情書は正式に議運で先ほど陳情者の意見を聞いています。これ、正式に聞いてるんです。先ほど

から議長にという話がありますけど、これ、議長は正式じゃない。だから、あくまでもまずは議運の中で正式に次の手続を取る必要がある。もちろん議長が水面下で動かれるのはどうぞ動かれてもいいと思うんですけど、それと話が別の話で、こういうのが出てますけど、杉本議員どうですかという話をしとかなないと、もしかしたら、いや全く事実無根だった話になるかもしれんのですよ。それを公じゃない場でやるっていうのはおかしい。副委員長と言われるように、確かに二度手間になるんですが、その上で、説明責任をもう一度果たしたいというのであれば、それは果たされて結構だと思いますけど、今のまま手放してしまうと、ちょっと議運としても、何やってるんだという可能性になると思っています。

笹木慶之委員長 大体、意見は出尽くしたようですが。

山田伸幸委員外議員 出尽くしていないと思いますよ。やはり議運の場にこの陳情書が掛かっているわけですから、議運である程度解明できていない部分、先ほど陳情者からの説明を受けて、そして、いろいろな疑問を本人に聞かなくちゃいけない部分も出てきたと思うんです。それを聞くことが、この議運の今の一義的な責務ではないかなと思います。それを抜きにして、議長うんぬんと言うのは、別の問題だと思います。

笹木慶之委員長 今、そういう意見がありましたけど、それらも含めて、もう意見は出尽くしたと思いますので、それをまとめていかないといけないということを言ってるわけです。まず1点目が、高松委員が言われたように、議運の中で参考人に出てきていただいて説明を受けた。その中で、疑問点というかいろいろ疑義が出てきたことに対して、本人の確認も必要じゃないかということです。となれば、やはり一応出てきて説明してくださいという要請はせざるを得んのかなと思います。だから、まずそれを整理していかんと思います。

長谷川知司副委員長 疑義っていうのはどういうことかなというのがちょっと

分からないです。この中で決めることは、やはり杉本議員には、まだ説明責任をしてもらいたい、せんにゃいけんのだということでもいいと思うんです。それを、あとどこの場でどうするっていうのは、杉本議員が決めてやりなさいよということでもいいと思うんですよね。

河野朋子委員 杉本議員に説明責任を果たしてもらおうというような、最終的な結論をここでまだ出してないですよ。確認ですけど。参考人からいろいろ意見聞いて、参考人にはそういうふうに思ってるけど、本当はどうなのかということもまだここで審議する前に、議運で結論出してないことを今副委員長言われたんですけど、それを議運で最終的に結論を出すための経過として、本人の意見を聞かないと分からないからってということで、呼んでほしいというのを言って、委員長はそれを皆さんそういうふうにしていいですかっていうのを諮っていただいて、ここで決定してもらえば、それで済むことだと思うんですけど、いかがですか。

長谷川知司副委員長 説明責任が足りてるかどうか分からないというのが、ちょっと私は分らんのですね。

河野朋子委員 前回、中島さんのときにも、この中で少しもう足りてるじゃないかという意見があったり、いやまだ不十分じゃないかという、委員の中でさえ、まだその辺りの認識が一致してないわけですよ。私たちは参考人からは意見を聞きました。参考人は、説明責任が足りてないという主張をされて、いろいろと、ここが分からないとか言われたんですけど、私たちは議運としてそれに全部答えられませんよね。なぜかという、本人の言い分が全然分からないので、そういった時点で議運としての結論が出せない、本人の言い分も聞いた上で、その先どうするのかということ、これを議運で最終的に結論を出さないといけないと理解したんですけど、その辺のちょっと認識が違うんですかね。どうなんですか。

長谷川知司副委員長 この陳情書に対して、何を私たちはしないといけないの

かっていうのが、ちょっと認識が違うと思うんです。私たちは、今、陳情書はありますよね、ここに下から6行目ですかね。よって、杉本議員自ら説明責任を果たさない場合は、議会主導で説明責任を果たす会を開催すべきであるとありますね。この中で、今、参考人から説明を受けました。それについて私たちもやはりこれについては、杉本議員はまだ説明責任が足りてないなと私は、私個人の考えでは思うんですね。皆さんがそうだと思えば、そこで杉本議員に説明責任しなさいよということを経理長から言っていたのが一番いいんじゃないかと思うんですけど。

河野朋子委員 まず、今の初めて聞いたんですけど、参考人の意見を聞いて、説明責任が足りてないなっていうのを、今、副委員長が発言されたんですけど、皆さん全員そういう発言も今、そういう場も与えられてないですよ。委員長はそういう聞き方されてないんですよ、まず。それをしない前に副委員長が、私はそう思いますって言われたんですけど、ほかの人がどう思ってるのか分からない状態で、そういう進め方はおかしいと思います。委員長がちゃんと諮って、今の参考人の意見を聞いて、皆さんどう思われましたかと言われたんだったらそうなんですけど、ちょっと飛ばし過ぎじゃないかなというふうに思います。

長谷川知司副委員長 私の意見を委員長が、どうするかっていうのは大事だと思うんです。私の意見をそのままみんなに押し付けるわけではないんですよ。私が言ったことを委員長がどう判断するかでいいと思うんですよ。

笹木慶之委員長 この場はね、皆さんのいわゆる全体的な合意で進めるという場ですから、私がいきなり、副委員長言ったからと言って、どうだこうだちゅうわけにいきません。だから、おおむね今流れの中で方向性が見えたから、今日参考人からこういうような発言があったけれども、御本人は細部は御存じじゃないかもしれない。だから、場を与えて、そういったことに対してどうですかということをもまず聞くという手続は、我々は手続をするところですから、だから、それは必要じゃないかと思

ってお諮りしたわけです。疑義とはそういう意味ですね。正しいか間違いかということも分かりませんし、我々は分からんわけですからね。だから、言われたことに対して本人はどう持っておられるかということを含めた場を持った方がいいんじゃないかということ。その後に、また違った場が設けられるかどうかも、それはまだ分かりませんよね。ということで、取りあえずそういう形が皆さんの意見の中で出たから、それをまとめたわけ、ということです。

小野泰議長 この件は、樋口さんから私のところに陳情書として出されました。それを踏まえて、議運でもんでいただいて、議会運営委員会でこれを検討していくということですので、議論していただいて、是非とも、この中で、杉本議員に来ていただいて、いろんな意味の疑義を解明していただくと。それがまず第一であろうと思います。それから先については、また、どうするかということになると思いますので、そういうことでお願いいたします。

笹木慶之委員長 ということなのですが。

長谷川知司副委員長 今、議長も言われましたけど、杉本議員がしなきゃいけないのは市民に対する説明責任なんですね。議員に対する説明責任じゃないんです。だから、ここですて、もう一回するっていうことは違うんじゃないかなと思ってのだけです。それに対して、今、この中で、きちんとせんにゃいけんというのはそれはありますけど、それは杉本議員の説明責任をここでせいと言うんじゃないと思うんですけどね。そこちょっと私は理解できてないです。

笹木慶之委員長 いやいや、ちょっとね、杉本議員に説明責任をここで果たせということではないと思いますよ、お呼びしてお聞きするっていうのはね。今日、参考人の方から具体的に事例が四つぐらい出ました。そのことに対してどうされるのかということです。どう思っておられるのか、

どうするのかということしかないじゃないですか。それはやっぱり手続としてしておくべきじゃないかというのが皆さんの意見なんです。だから、そこで杉本議員が出てきて発言したから説明責任を果たしたということではなしに、だから前の中島さんのときも申し上げましたが、中島さんがいろいろ言われたことに対して杉本議員は何も言える場がないから、強制ではないけれども、こういうことを言われたから、それに対して説明っていうかな、その内容に対して自分の思ってることを言う場を与えることも必要じゃないかと。しかし、これは強制ではありませんよと。本人の選択ですから。だから、今回もそのように、そういう形の中で、一応、そういう場を与えてきちっと整理をしていくということが必要じゃないかと意味です。その中で必要であれば、私のほうで議長と調整しなければならんことも出てくるかもしれません。それはまだ分かりません。

奥良秀委員　ちょっと、今先ほど議長のほうからの発言の中で一つ確認させてもらいたいんですが、この陳情書からちょっと離れるんですけど、先ほど今議長のほうから、こういうふうな樋口氏から、陳情書に関して出てきたので、議会運営委員会のほうで、諮問機関なんでもんでいただきたいという話があったんですが、これ今、令和2年の2月1日の日付で頂いているんですが、本来は審査会ですね、倫理審査会。こちらはたしか会長が答申を全てまとめられて、こういうふうな議場でうんぬんかんぬんやりますよと決められましたと。その後、いろんな市民の方々とか、そういうふうな説明責任うんぬんかんぬんっていうのが、議長のほうは何も分からなくて、これずっとこのままで棚上げというか、保持されていたってことは、かなりちょっと問題というか、どういうふうに議長は思われてたのか、ちょっとお聞きしたいんですが、いかがですか。今になって、またこういうふうに、言われたからやるっていうのは、どういうことなんですかね。

笹木慶之委員長　ちょっと話がちょっと飛びましたが、関連として。

小野泰議長 その件については、私も失念しておりました、本当に申し訳なく
思っております。

笹木慶之委員長 そういうことですから、副委員長、こういう流れの中で、御
本人はどの形でどう言われるか分かりませんよ。ですが、やはりこうい
った、発言があったということに対して、御本人は現状も今までのこと
も含めてね、現状どう思っておられるかを聞いた中で、まずそれが先決
だと思いますけどね。ただし、これは強制じゃあできませんから、やっぱ
りそういう場を設けてあげるということのほうが、通常のパターンだと
思いますけれども。

長谷川知司副委員長 杉本議員が来て、ここで説明を受けて、それで議運とし
てはどういう結論を出されるのかがちょっと見えてないんです。

笹木慶之委員長 私が言いましょうか。取り仕切る場として言いますけどね、
結論を出す場じゃない。事実の話のやり取りだけしかありません。私ど
もはジャッジするわけにはいきませんから、そういう中で、こういうこと
になりましたということだけになろうと思います。ジャッジ機関ではな
いですからね。だからやっぱり、公にきちっと対応するには、双方の意
見を聞くことが大事じゃないかなと。まずは、そこだけですよ。という
ふうに思いますが、よろしゅうございますか。

長谷川知司副委員長 聞くだけですか。

笹木慶之委員長 だから、聞くということは、もちろんは委員はそれぞれ整理
するじゃないですか。聞いた中で整理をしていくわけですから、整理し
た中での形になろうと思います。ちょっと休憩しましょうか。10分休
憩しましょう。再開は10時40分。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 再開

笹木慶之委員長 では、休憩を解いて再開いたします。今までの流れを一応整理させていただきます。本件は、今日参考人に来ていただいて、そして説明、意見を求めました。つきましては、杉本保喜委員にこの場に出てきていただいて、陳情書について御意見を頂ければ、出て説明してほしいということの要請をしたいと思います。強制力はありませんから。ということで、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのように取り計らっていきたいと思います。よろしくお願ひします。では付議事項1、それでよろしゅうございませぬ。（「はい」と呼ぶ者あり）では、付議事項2に入ります。

中村議会事務局議事係長 参考人としてお呼びするということですので、また日時等は調整後、それは委員長一任ということによろしいんでしょうか。

笹木慶之委員長 いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）もちろん副委員長と調整します。そうしたいと思います。よろしくお願ひします。

中村議会事務局議事係長 委員長、副委員長でということで、了解です。

笹木慶之委員長 では、次は附帯決議についてということであります。民生福祉常任委員会において、委員会提出決議案「議案第7号令和元年度山陽小野田市民病院事業会計補正予算に対する附帯決議」が全員賛成で可決されました。このことについて事務局から説明をお願いいたします。

中村議会事務局議事係長 付議事項の2です。附帯決議についてです。今ちょっと途中までありましたが、もう一度お読みいたします。民生福祉常任委員会において、委員会提出決議案「議案第7号令和元年度山陽小野田

市民病院事業会計補正予算に対する附帯決議」が、全員賛成で可決されました。こちらの取扱いについてですが、本会議において可決された場合、本会議というのが3月10日の本会議になりますが、このときに可決された場合は、当該附帯決議案の上程から採決まで行うこととなります。なお、議案第7号が本会議において否決された場合は、附帯決議について議事日程から削除するというので、議事日程案を併せてお示ししております。10日の本会議の令和元年度に対する付託案件の採決の後に、アンダーラインで引いておりますとおり、議案第7号附帯決議については、附帯する議案の可決後に上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決ということで、日程変更で入れております。以上となります。

笹木慶之委員長 ただいま説明がありましたが、本件について何か御意見ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）全員なしと認めます。次に、その他ですね。その他をお願いします。

中村議会事務局議事係長 その3、その他です。全員協議会の開催です。本日の今のこの附帯決議に係る日程の説明が必要になりますので、3月10日火曜日、午前9時30分から全員協議会において、議運決定事項の報告として、委員長から報告していただけたらと思います。

笹木慶之委員長 一応、本委員会で付議されました事項は全て終わりましたが、そのほかにはございませんでしょうか。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で第16回議会運営委員会を閉じます。お疲れでした。

午前10時43分 散会

令和2年（2020年）3月5日

議会運営委員長 笹木慶之